

日上市空き家利活用リフォーム補助金のご案内

空き家のリフォーム
+
売買・賃貸借等で



最大 **50万円** を補助します

(補助額は工事費の1/3+リフォームローン利子1年間相当分)

次のいずれかを満たすリフォームが対象となります。

- ① 空き家をリフォーム後に売却又は賃貸等した場合
- ② 空き家を取得又は賃借後にリフォームした場合
- ③ 空き家をリフォーム後に公共的利用や寮などの福利厚生施設として利用する場合(※要事前相談)

補助対象空き家

※①～④の全てを満たす建物が対象です。

- ① 戸建住宅又は併用住宅
- ② 新耐震基準(昭和56年6月1日以降の建築確認)の建物又は耐震改修工事を行った旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築確認)の建物
- ③ 1年以上誰も住んでいない又は所有者等が亡くなった後誰も住んでいない建物
- ④ 居住部分の床面積が50㎡以上

補助対象者

※①又は②を満たし、③に該当する方が対象です。

- ① 補助対象空き家の所有者又は相続人
- ② 補助対象空き家を取得又は賃借する方
- ③ 市税等を滞納していない方

補助対象工事

※①～②の全てを満たす工事が対象です。

- ① 令和6年4月1日以降にリフォーム工事の請負契約を締結していること
- ② 市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること

※ただし、倉庫、車庫及び外構工事に係る経費、備品購入費及び災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費等を除きます。

- ・補助金交付までの流れは裏面をご覧ください。
- ・補助の対象要件に該当するか不明な場合は、リフォームをする前に一度ご相談ください。
- ・また、不明な点等ございましたら、裏面の問合せ先までお願いいたします。

補助金交付までの流れ

①

空き家のリフォーム

空き家の
取得・賃貸借

空き家をリフォームし、公共的利用や社員寮などの福利厚生施設として利用したい方

1年以内

空き家の
売買・賃貸借等

空き家のリフォーム

リフォームする前に住政策推進課までご相談ください。

②

申請

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「日立市空き家利活用リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）（※）」
- ② リフォーム工事の「施工前写真」
- ③ リフォーム工事の「工事請負契約書」の写し
- ④ リフォーム工事の「見積書」又は「請求書」の写し
※（工事の内訳明細が記載されたもの）
- ⑤ リフォーム工事の「領収書」の写し
- ⑥ リフォーム工事の「完了写真」

【売買等又は賃貸借した場合】

- ⑦ 不動産の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の写し等

【相続した場合】

- ⑧ 所有権移転後の建物登記簿の「全部事項証明書」又はその写し

【リフォームローンを締結している場合】

- ⑨ 「金銭消費貸借契約書」の写し及びリフォームローンの利子分（初回から12回分）が確認できる「返済計画表」などの写し

（※）は、市ホームページからダウンロードできます。



③

補助決定

書類等の審査を行い、補助金交付決定通知を2週間程度で郵送します。

④

請求

日立市空き家利活用リフォーム補助金交付請求書（様式第3号）と通帳の写しを住政策推進課に提出してください。

⑤

振り込み

指定された金融機関の口座に振り込みます。（請求から1か月程度かかります。）

